

## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第46号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第47号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第61号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第62号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。